

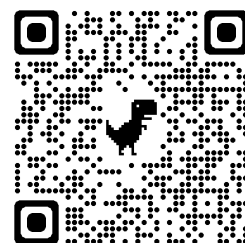
保育所等 利用申込案内

令和6年度版



★令和6年度申込受付期間

入所希望月	受付期間(必着)
令和6年4月	令和5年12月1日(金)～12月15日(金)1次調整・転園希望×切
〃	12月18日(月)～令和6年1月31日(水)2次調整の対象となります
〃	令和6年2月1日(木)～2月29日(木)3次調整の対象となります
5月	4月1日(月)～4月15日(月)
6月	5月1日(水)～5月15日(水)
7月	6月3日(月)～6月14日(金)
8月	7月1日(月)～7月12日(金)
9月	8月1日(木)～8月15日(木)
10月	9月2日(月)～9月13日(金)
11月	10月1日(火)～10月15日(火)
12月	11月1日(金)～11月15日(金)
令和7年1月	12月2日(月)～12月13日(金)
2月	令和7年1月6日(月)～1月15日(水)
3月	2月3日(月)～2月14日(金)



↑北島町ホームページ
「保育所等利用申込み」
のページをチェック。
入所案内の各園紹介ペー
ジがカラーで見られます。
見学も随時受付中。
ご予約は各保育園へ
お気軽にお電話ください。

★令和6年度の申請を一度ご提出頂けると、入所保留となった場合でも令和7年3月までは引き続き途中入所調整の対象となります。ただし、令和7年4月以降の入所を希望される場合は、改めて令和7年度の申請が必要となりますのでご注意ください。

窓口での受付 北島町役場子育て支援課 月～金曜日8:30～17:15(祝日を除く)

郵送での受付 〒771-0207 徳島県板野郡北島町新喜来字南古田88-1

北島町役場 子育て支援課 保育所入所受付係

※締切日必着(必要書類が揃っていること、記入漏れのないことが必須)です。

簡易書留等、到着確認が可能な方法により送付してください。

目次

1. 保育所等の利用について	
・保育所、認定こども園、利用できる施設について	1
・保育の必要性の認定について	2
・保育所・認定こども園(保育所部分)を利用できる児童	3
・保護者の育児休業取得にともなう利用中児童の継続利用について	4
・申し込みから入所までの流れ	5～8
・育休明けの利用申込み、広域利用(北島町外の保育所の利用)について	8
・利用申込みに必要な書類	9
・押印の廃止について、保育料・副食費の決定に必要な手続き	10
・利用承諾と支給認定証の交付、保育時間、慣らし保育、変更の届け出について	11
・転園、途中退所、町外への転出について	12
・保育料(利用者負担額)について	12
・副食費について	14
2. 北島町保育所保育料(利用者負担額)表(予定)	15
3. 北島町認可保育所のご案内	16～33

【各種様式:別紙】

- ・(様式1)保育所等利用申込書 兼 支給認定申請書
- ・(様式2)児童票
- ・(添付書類1)就労証明書
- ・(添付書類2)求職活動状況申立書
- ・(添付書類3)診断書

保育所とは

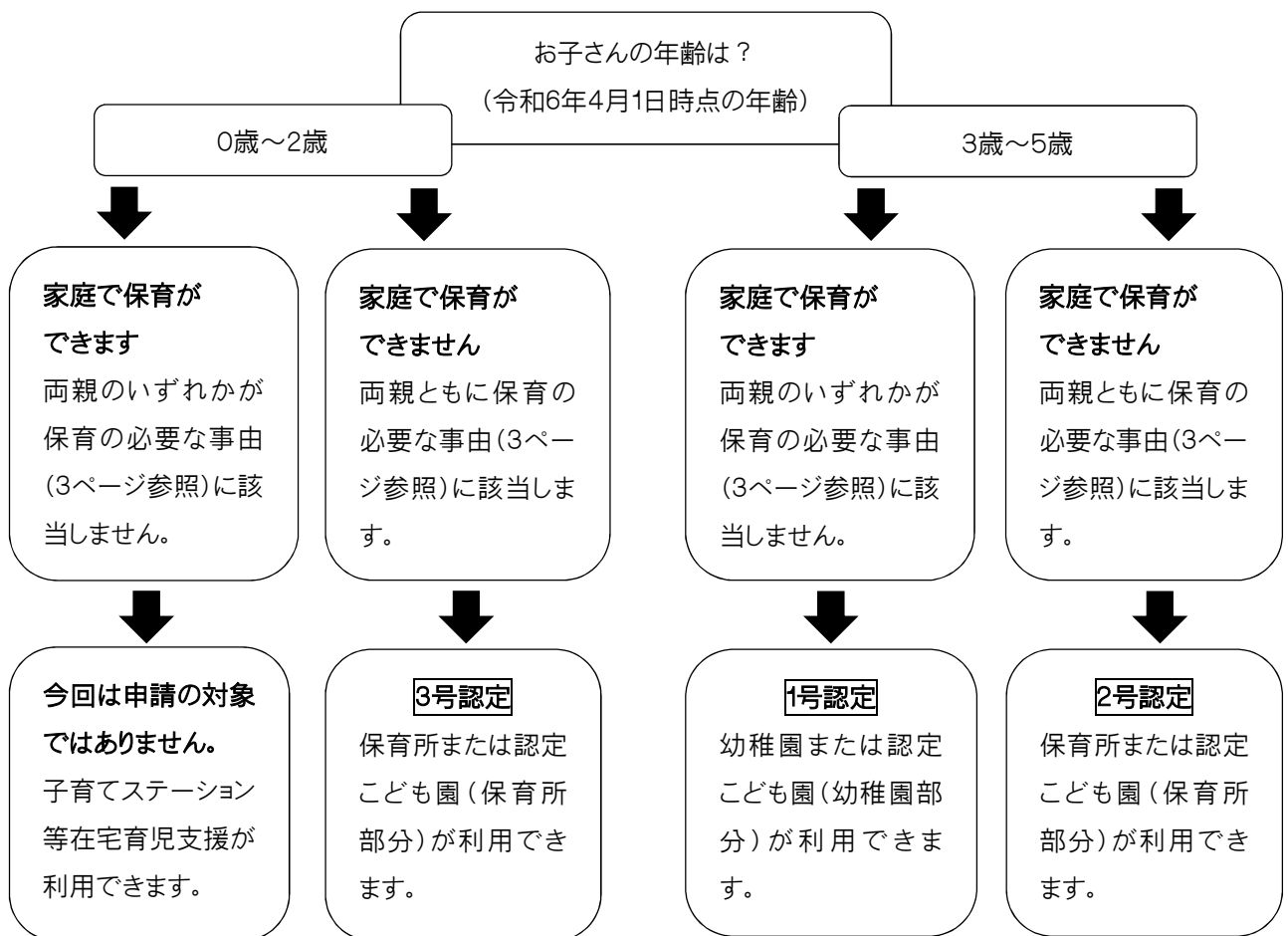
保護者の仕事や病気などの理由により保育を必要とするお子さんを、保護者に代わって保育(養護と教育)する通所型の児童福祉施設です。

そのため、「下の子の保育に手がかかるため」「集団教育に慣れさせるため」「遊ぶ場所がないから」というような理由では入所(利用)できません。

認定こども園とは

幼稚園と保育所が一体となった施設として、教育・保育を提供する児童福祉施設です。幼稚園部分(1号認定)については、保護者の仕事等の有無にかかわらず利用可能です。

利用できる施設について



★令和6年度クラス年齢(4月1日時点の年齢で決定します。)

クラス年齢	生 年 月 日
0歳児	令和5年(2023年)4月2日以降
1歳児	令和4年(2022年)4月2日～令和5年(2023年)4月1日
2歳児	令和3年(2021年)4月2日～令和4年(2022年)4月1日
3歳児	令和2年(2020年)4月2日～令和3年(2021年)4月1日
4歳児	平成31年(2019年)4月2日～令和2年(2020年)4月1日
5歳児	平成30年(2018年)4月2日～平成31年(2019年)4月1日

保育の必要性の認定について

幼稚園や保育所等を利用する場合は、教育・保育の必要性に応じた教育・保育給付認定を受ける必要があります。

(1) 認定の内容

○1号認定 教育標準時間認定

満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当せず、幼稚園・認定こども園への入園を希望する場合

利用先：幼稚園、認定こども園(幼稚園部分)

申込み先：幼稚園、認定こども園に直接入園の申込みを行います。

入園決定後、市町村に1号認定の申請をします。

○2号認定 保育認定:満3歳以上(令和6年4月1日時点)

満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合

利用先：保育所、認定こども園(保育所部分)

申込み先：市町村に認定を申請します。同時に保育所等の利用申込みを行います。

○3号認定 保育認定:満3歳未満(令和6年4月1日時点)

満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合

利用先：保育所、認定こども園(保育所部分)

申込み先：市町村に認定を申請します。同時に保育所等の利用申込みを行います。

(2) 保育が必要な事由

2号認定、3号認定を受けるには、保護者のいずれもが、下記のいずれかに該当する必要があります。

就労(月64時間以上)、妊娠・出産、保護者の疾病・障がい、親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学(月64時間以上)、育児休業中に既に就労が理由で保育園を利用していて継続利用が必要、その他町長が認める場合

(3) 保育の必要量(2号認定・3号認定のみ)

○「就労」を理由とする場合：就労時間等に応じて、2つに区分されます。

・**保育標準時間**：最大11時間の利用(これ以上は「延長保育」となります。)

保護者の就労時間の目安：月120時間以上

・**保育短時間**：最大8時間の利用(これ以上は「延長保育」となります。)

保護者の就労時間の目安：月64時間以上120時間未満

ただし、以下の条件の場合は、就労時間が120時間未満の場合でも、「保育標準時間」となります。

①往復の通勤時間と就労時間との合計が、1日8時間を超える場合

②通勤時間と就労時間により、保育短時間の利用時間帯(北島町内の保育施設においては8:30～16:30)

以外の時間帯に保育が必要となることがある場合(シフト等によって変動する場合も同様です)

○「就労」以外を理由とする場合：**保育標準時間**に統一されます。

保育所を利用する場合、「最大11時間及び8時間を自由に利用できる」というものではなく、保護者の就労時間等の実情に応じて、実際に保育を必要とする時間の範囲内での利用となります。勤務時間等が終了したら速やかなお迎えをお願いします。

保育所・認定こども園(保育所部分)を利用できる児童

北島町内の保育所を利用できる児童は、次の要件に全て該当する児童です。

(1) 北島町に住民登録され、世帯を有する家庭の児童。

* 北島町に転入を予定している場合は、次の要件を満たす児童のみ利用申込みを受け付けます。

- ① 申込み時点で、転入先住所(アパート等の場合は部屋番号も)が決定していること。
- ② 利用日までに、北島町に転入手続きが完了できること。

(2) 児童の保護者(父母)のいずれもが、次のいずれかの事由に該当することにより、児童を保育することができないと認められる場合。

* 保護者(父母)以外の同居親族が保育できる場合でも、保育所を利用することができますが、利用調整にあたっては、保護者(父母)以外の同居親族が保育できない場合が優先されます。

保育を必要とする理由	具体的な保護者の状況
就労 (自営業・内職等を含む)	児童の保護者が、家庭外や、家庭内で家事以外の仕事をしている場合。 ※ 1ヶ月あたり64時間以上の就労 をしていることが条件となります。 ※就労で申請のあった場合でも、 利用開始月が出産予定月とその前後2ヶ月の5か月間に該当する場合は、必ず「出産」理由での認定となり、利用期間も最長で5か月間となります。 この場合、出産から育児休業への認定の変更はできず、 育児休業中の継続利用の対象とはなりません。
妊娠・出産	児童の保護者が、出産の前後の場合。 【利用期間: 出産予定月の前後2ヶ月ずつ (最長で5か月間)】
保護者の疾病・障がい	児童の保護者が病気や、心身に障がいがある場合。
親族の介護・看護	児童の保護者が、常に、家庭内で病人や障がい者の看護にあたる場合。
災害復旧	火災や地震などの災害により、家庭を破損したため、その復旧にあたる場合。
求職活動	児童の保護者が求職活動(起業準備を含む)を行っている場合。 【利用期間:最長で 利用開始日(利用中の場合は離職日)より3ヶ月間 】 ※利用開始日(利用中の場合は離職日)から 2ヶ月以内に就労先を決定し、その翌月の10日迄に「就労証明書」を提出 した場合は、理由を「就労」に変更した上で、利用期間についても変更されます。
就学	児童の保護者が 1ヶ月あたり64時間以上 、学校等に就学している場合。 (職業能力開発施設における職業訓練を含む。)
育児休業	児童の保護者が、児童の弟妹の出生後に、 「出生児童が1歳に達する月」以内の期間 において、育児休業を取得する場合。 ※既に 「就労」を理由として、保育所を利用している児童 が、同一施設を継続して利用する場合のみ対象です。 ※保護者が職場に復帰した際には、理由は「就労」に変更されます。
その他	町長が認める場合。(虐待・DVのおそれがある場合を含みます。)

(注1) 保育所を利用できる基準に該当し、そのうえ児童に心身に障がいがあると思われる場合、受け入れ体制等を考慮する必要がありますので、申請時及び面接時に必ずお申し出下さい。なお、児童の発育状態等を正しく理解するために面接を2度行うことがありますので、ご了承下さい。

(注2) 上記の要件によって申込みされても、次のような場合には、利用できないことがありますので、ご承知下さい。

- 申込内容に虚偽があった場合。
- 定員に余裕のない場合。(利用調整により希望の保育所以外に利用決定する場合があります。)

保護者の育児休業取得にともなう利用中児童の継続利用について

保護者が育児休業中の児童については、家庭で保育することができるため、本来の保育所の利用要件には当てはまりませんが、短期間での環境の変化が児童に与える影響を配慮して、

既に「就労」を理由として保育所を利用しており、保護者が「出生児童が1歳に達する月」以内の期間において、育児休業を取得する場合に限り、特例として保育所利用中の児童については、継続して利用することができます。

1. 保護者が育児休業を取得する場合

①「出生児童が1歳に達する月」以内の育児休業を取得する場合

特例として現在利用中の児童については、継続して利用することができます。

育児休業期間を確認した上で、保育を必要とする理由を「育児休業」に変更しますので、

・勤務先発行の「育児休業取得期間が記載された通知等のコピー」または、

・勤務先にて、育児休業取得期間を記載してもらった「就労証明書」を、

利用中の保育所まで提出してください。

※書類の提出が無い場合は、継続して利用することができません。

※出生児童の保育所利用申込みを行ったが、利用できなかったために育児休業を延長した場合は、申込みを行った年度中においては、利用中の児童を継続して保育することができます。

②「出生児童が1歳に達する月」を超えて育児休業を取得する場合

出生予定日の前後2ヶ月ずつについては、出産を理由として継続して利用することができますが、出産予定日の2ヶ月後の末日をもって退所していただくことになります。

なお、年度末の卒園を間近に控えている児童については、特例として年度末までの利用を認める場合がありますので、必ず事前に子育て支援課までご相談ください。

2. 保護者が育児休業を取得しない場合

①育児休業を取得せずに、仕事を継続する場合

利用中の児童は引き続き利用することが可能ですが、出生児童が認可保育所を利用していない場合、後日「保育状況票」にて出生児童の保育場所・保育方法等を確認いたします。

②仕事を辞める場合

出生予定月の前後2ヶ月ずつについては、「出産」を理由として、継続して利用することができますが、それ以降は相当の理由がなければ引き続き利用することはできません。

また、保育を必要とする理由を「出産」に変更しますので、出産予定のお子さまの「母子健康手帳のコピー（表紙及び出産予定日記載部分）」を利用中の保育所まで提出してください。

申し込みから入所までの流れ

- ※令和5年度途中利用を申請中で、利用が決定していない児童についても、改めて令和6年度の申請が必要です。
- ※令和6年1月～3月の途中利用を希望している場合は、令和5年度の申込みも行ってください。

★令和6年4月入所を希望する場合

入所の申し込み

○受付期間

令和5年12月1日(金)～令和5年12月15日(金)

窓口での受付

北島町役場子育て支援課 月～金曜日8:30～17:15(祝日を除く)

郵送での受付

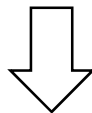
締切日必着(必要書類が揃っていること、記入漏れのないことが必須)です。

簡易書留等、到着確認が可能な方法により送付してください。

〒771-0207 徳島県板野郡北島町新喜来字南古田88-1

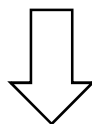
北島町役場 子育て支援課 保育所入所受付係

- * 上記の期間以降も、子育て支援課にて申込みが可能ですが、上記の期間内に申込みされた方を利用調整した後に、利用枠に余裕がある場合にのみ利用調整いたします。(2次、3次調整)
- * 緊急の場合(保護者の急な転勤・入院等)を除き、令和6年2月29日までの受付となります。



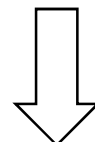
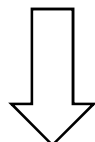
書類審査・調査、保育の必要性の認定

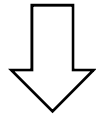
提出された書類により、審査を行います。必要に応じて職場やご自宅にお電話する場合があります。



利用調整

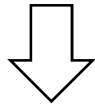
- * 「保育所等利用調整基準(入所結果決定後に公表)」により、保育の必要性やご家庭の状況を点数化し、優先順位の高い方から利用を決定します。
- * 4月利用調整では、申込書に記載された希望保育所以外に利用決定する場合があります。第1希望～第9希望まで、できるだけ多くの希望保育所の記載をお願いします。





入所内定した場合

1次調整:1月中旬
2次調整:2月上旬
3次調整:3月上旬 に
利用予定保育所の内定通知を行います。



健康診断と面接

利用調整ができ次第、利用予定保育所内定通知とあわせて詳細をお知らせします。

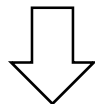
◆健康診断

1次調整の方:R6.1月25日(木)、2月1日(木)
に保健相談センターにて行う予定です。

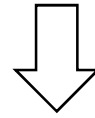
2次、3次調整の方: 病院での個別受診です。

◆面接

利用予定保育園で面接を行います。

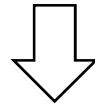


入所決定



入所保留となった場合

1次調整:1月中旬 2次調整:2月上旬
3次調整:3月上旬 に結果の通知を行います。
入所できなかった方には一度だけ
「入所保留通知書」をお送りします。



5月以降の利用調整

* 一度ご提出頂いた申込書は、令和7年3月
入所分まで有効です。引き続き、毎月1日から
の途中入所調整にかけさせていただきます。

* 途中入所については、16~20日頃、入所可
能な場合のみお電話でご連絡させていただきます。

★令和6年5月以降に入所を希望する場合

入所の申し込み

途中入所は毎月1日からです。児童の出生後にお手続きください。

- 受付期間： 利用開始を希望する月の前月1日から15日まで。
15日が土日祝日の場合は、前開庁日が切です。
表紙に記載していますので参考にしてください。

窓口での受付

北島町役場子育て支援課 月～金曜日8:30～17:15(祝日を除く)

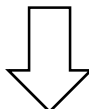
郵送での受付

締切日必着(必要書類が揃っていること、記入漏れのないことが必須)です。

簡易書留等、到着確認が可能な方法により送付してください。

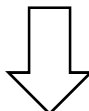
〒771-0207 徳島県板野郡北島町新喜来字南古田88-1

北島町役場 子育て支援課 保育所入所受付係



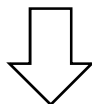
書類審査・調査、保育の必要性の認定

提出された書類により、審査を行います。必要に応じて職場やご自宅にお電話する場合があります。



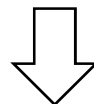
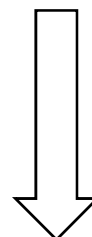
利用調整

- * 「保育所等利用調整基準(入所結果決定後に公表)」により、保育の必要性やご家庭の状況を点数化し、優先順位の高い方から利用を決定します。
- * 申込書に記載された希望保育所のみで利用調整させていただきます。
できるだけ、第2希望以下についてもご記入ください。



入所の調整が済んだ場合

利用開始月の前月16～20日に担当者より電話連絡をし、入所意向の確認を行います。



入所保留となった場合

利用可能な方にのみ、利用開始月の前月16～20日に電話連絡しますので、入所保留の方には電話連絡がありません。
「入所保留通知書」を月末にお送りします。





健康診断と面接

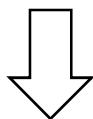
入所意向の確認ができ次第、入所手続きについて詳細を通知します。

◆健康診断

病院での個別受診です。

◆面接

利用予定保育園で面接を行います。



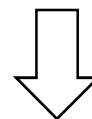
入所決定



翌月以降の利用調整

* 一度ご提出頂いた申込書は、令和7年3月入所分まで有効です。令和6年度中は引き続き、毎月1日からの途中入所調整にかけさせていただきます。

* 引き続き保留となった場合の連絡や通知は行いません。入所可能な場合のみご連絡します。



令和7年度の入所申込み

* 令和7年4月からの利用については改めて申込みが必要です。

育休明けの利用申込みについて

育休明けで就労する場合、職場に復帰する前月1日から、保育所の利用が可能です。

(例:「8月20日」に職場に復帰する場合、「7月1日」または「8月1日」利用開始の申込みが可能。)

また、育休を繰り上げて保育所を利用する場合、利用開始した月の翌月中には職場に復帰する必要がありますので、ご注意ください。

(例:育休を繰り上げて、5月中に復帰する場合は、4月からの利用申込みが可能です。)

広域利用(北島町外の保育所の利用)について

北島町内に居住されている方が、勤務の都合などにより町外の保育所等の利用を希望される場合

①事前に、希望する保育所等がある市町村の担当部署に、

「広域入所の受け入れをしているか」「入所希望月の申込み受付期間」「必要書類」について確認しておいてください。

②申込書の受付は北島町役場子育て支援課で行います。

③北島町から受け入れ先市町村へ申込書を送ります。

④受け入れ先市町村から、利用調整結果の回答がありましたら、ご連絡します。

* 町外の保育所等と北島町内の保育所等との併願はできません。ご注意ください。

* 4月からの利用申込みについては、通常の利用申込みに比べ、利用調整に時間を要するため、年度末にならなければ調整結果が出ないことがあります。

利用申込みに必要な書類

- (1) 保育所等利用申込書 兼 支給認定申請書(様式1) }
 (2) 児童票(様式2) } どちらも、利用希望児童1人につき、原本が1枚必要です。

(3) 保育を必要とすることを証明する書類

利用希望児童1人につき、保護者(父母)それぞれの下表の書類が必要です。

(2人以上を同時に申込む場合は、兄弟には原本を、弟妹にはコピーでかまいません。)

保育を必要とする理由		必要な添付書類
就労	会社員・パート	「就労証明書」(※勤務先の証明)
	自営業	「就労証明書」(※事業主の証明)と 「事業を行っていることを証明する書類」 (例)確定申告書の写し、法人の登記事項証明書の写し、個人事業の 開業届の写し、売上伝票、出荷伝票、耕作証明書など
	内職	「就労証明書」(※委託事業者の証明)
妊娠・出産		「母子健康手帳のコピー(表紙及び出産予定日記載部分)」
保護者の疾病・障がい		「保護者の診断書」(※北島町指定の様式) または「障がい者手帳のコピー」
親族の介護・看護		「親族の診断書」(※北島町指定の様式)
災害復旧		「罹災証明書」
求職活動		「求職活動状況申立書」 (注)就労決定後に「就労証明書」を必ず提出してください。
就学		「在学証明書」
育児休業		「育児休業取得期間が記載された通知等のコピー」または 「就労証明書」(※勤務先による育児休業期間の証明)

※添付書類の有効期間について

4月1日からの入所を希望される場合は、申込書提出月の1日から2ヶ月以内の証明を受けたもの

年度途中入所を希望される場合は、利用希望月の1日から2ヶ月以内の証明を受けたもの が必要です。

(4) 来庁者の本人確認書類 ※郵送提出の方は、保護者の本人確認書類のコピーを同封してください。

運転免許証等の写真のある公的書類は1点、健康保険証等の写真の無い公的書類は2点

(5) 申請児童及びその家族のマイナンバーのわかるもの

個人番号通知カード、マイナンバーカード、個人番号が記載された住民票

父母兄弟姉妹はもちろんのこと、別世帯でも同居していたら祖父母のマイナンバーも記載が必要です。

※新規入所申込の方は、申請書に必ずマイナンバーの記載をお願いします。

※継続児童の方は、現在利用中の保育所に継続入所申込書を提出していただきますので、

マイナンバーの記載はしないでください。

押印の廃止について

「利用申込みに必要な書類」については、行政手続等における町民の負担を軽減し、利便性の向上を図ることを目的として、押印を不要としました。

このことから、書類への申請者の押印や、就労証明書等の会社等の押印は必要ありませんが、内容の正確性を確保するため、子育て支援課から会社等に内容確認のご連絡をさせていただく場合があります。

また、無断作成や改変が判明した場合は、保育所等の利用決定は取り消し、既に利用中の場合は退所していただきます。ご注意ください。

保育料・副食費の決定に必要な手続き

保育料を算定するために、保護者(父母)それぞれに次の手続きが必要です。

所得課税証明書については原則提出の必要はありません。

保護者の住所区分	必要な手続き
令和5年1月1日の 住所が北島町内の方	令和4年中の所得が未申告の場合は、所得申告が必要です。 (配偶者控除を受けている場合は、 収入のない控除対象配偶者については、所得申告は不要です。)※1
令和5年1月1日の 住所が北島町外の方	申請書に令和5年1月1日時点の住所をご記入ください。※2
令和6年1月1日の 住所が北島町外の方	申請書に令和6年1月1日時点の住所をご記入ください。※3

※1

就労中の方(手伝いを含む)で、勤務先から北島町役場税務課へ「給与支払報告書」が提出されない場合には、収入額にかかわらず、所得申告が必要です。

※2

令和4年中の所得が未申告の場合は、所得申告が必要です。

(令和5年1月1日時点で住所のあった市町村にて所得申告をお願いします。)

配偶者控除を受けている場合は、収入のない控除対象配偶者については、所得申告は不要ですが、控除対象配偶者となっているかどうかを確認する書類(所得課税証明書、市町村民税決定通知書の写し等)の提出が必要です。

※3

令和5年中の所得が未申告の場合は、所得申告が必要です。

(令和6年1月1日時点で住所のあった市町村にて所得申告をお願いします。)

配偶者控除を受けている場合は、収入のない控除対象配偶者については、所得申告は不要ですが、控除対象配偶者となっているかどうかを確認する書類(所得課税証明書、市町村民税決定通知書等)の提出が必要です。

○必要に応じて上記に掲げる以外の書類の提出を依頼する場合がありますので、ご了承下さい。

○申告時期及び申告方法については北島町役場税務課(088-698-9803)

または、ご自身が申告される市町村の市町村民税担当課にお問い合わせ下さい。

利用承諾と支給認定証の交付

(1) 4月利用開始の場合

1月中旬に利用予定保育所内定を通知後、1月下旬～2月中旬に健康診断及び面接を行います。家庭事情をお聞きし、また必要に応じて実態調査をしたうえで「保育を必要とする」状況を総合的に判断し、「支給認定証」及び「利用の可否」等について3月中旬頃までにご家庭へ連絡します。

(2) 年度途中利用開始の場合

利用予定保育所内定の連絡後、利用開始までの間に、指定医療機関にて健康診断を行い、利用予定保育所にて面接を受けていただいたうえで「保育を必要とする」状況を総合的に判断し、「支給認定証」及び「利用の可否」について利用開始前月末までにご家庭へ連絡します。

詳細については、利用予定保育所内定の連絡時に改めて子育て支援課より連絡します。

保育時間について

各保育所の案内(入所案内16ページ～33ページ)をご確認ください。

保育所は、日曜日・祝祭日・振替休日・年末年始は、休みとなっています。

慣らし保育について

保育所に通い始める児童は、新しい環境や集団生活に慣れるために、一定期間(2週間程度)かかるのが通例ですので、その期間は短い時間での保育(慣らし保育)となります。

なお、この期間中も保育料については、月額保育料が必要です。

*実際に利用を開始してから慣らし保育を行うようになります。

利用開始日より前に慣らし保育が行われるわけではないことにご注意ください。

*転園の場合でも、環境が変わるため慣らし保育は必要です。

利用開始後に家庭・就労状況等に変更があった場合

家庭の状況(住所・氏名・家族構成・勤務先・勤務時間・保育を必要とする要件等)が変わったときは、必ず利用中の保育所へご連絡ください。

支給認定証に記載される要件が変更される場合は、「変更届」と「保育を必要とすることを証明する書類」などの提出が必要です。

転園

* 年度の途中での転園は原則認められません。

転園を希望する場合は、新年度の4月入所申込期間内(例年は12月上旬)に転園の申込をおこなってください。

転園できなかった場合は、利用中の保育所を継続利用することになります。

* 北島町内の保育所から町外の保育所等へ転園を希望する場合

北島町内の保育所を利用している児童が、町外の保育所等へ転園を希望する場合は、新年度の4月入所申込期間内(例年は12月上旬)に、北島町子育て支援課へ利用申込みをして下さい。

この場合についても、希望する保育所等がある市町村の担当部署に、事前に広域入所の申込みについて確認しておいてください。(広域入所について:8ページ参照)

ただし、特に4月からの利用申込みについては、通常の利用申込みに比べ、利用調整に時間を要するため、年度末にならなければ調整結果が出ないことがありますので、ご注意ください。

途中退所、町外へ転出する場合

年度の途中で利用保育所を退所する場合は、退所を希望する月の15日までに退所届を利用中の保育所へ提出してください。また、退所日については、希望月の末日になります。

町外へ転出する場合は、転出月の月末(ただし、1日転出の場合は前月の末日)で退所となります。

転出による退所の場合、住民票は退所する月の2日以降に異動させるようにしてください。

退所月の1日時点ではまだ北島町に住民票をおいておく必要があります。

保育料(利用者負担額)について

保育料は、父母の“市町村民税の所得割額”の合算により決定します。

ただし、祖父母が利用児童又は父母を税の扶養にしている場合や、祖父母によって生計が維持されていると認められる場合は、祖父母についても合算します。

保育料は、「支給認定証」等とあわせて、3月中旬に決定し通知する予定です。

参照：令和6年度北島町保育所保育料(利用者負担額)表(15ページ)

(1)年齢区分について

令和6年4月1日現在の年齢で算定し、年度途中での年齢区分の変更はありません。

無償化の対象は3歳のお誕生日を迎えた次の4月から(3歳児クラスから)です。

(2)世帯の課税状況について

保育料を決定するための“市町村民税の所得割額”については、年度途中の9月から算定対象となる課税年度が切

り替わります。

また、階層区分の“市町村民税の所得割額”は、特別控除・特別減税前の税額で算定します。

- 4月～8月分については、令和5年度課税分(令和4年中の所得により課税)より算定します。
- 9月～3月分については、令和6年度課税分(令和5年中の所得により課税)より算定します。

(3) 保育必要量の区分について

保育必要量の区分(保育標準時間・保育短時間)ごとに、保育料が設定されます。

(4) 月額について

保育料は月額で決定されています。

利用中は児童の出席日数に関わらず、月額の保育料が必要になります。

(5) 納付方法について

保育料は毎月月末に口座振替により納入していただきます。

(月末が土日祝日などの閉庁日にあたる場合は、翌開庁日に口座振替します。)

* 認定こども園については施設に直接お支払いいただくこととなります。支払い方法については利用施設に直接お問い合わせください。

* 口座振替できなかった場合、納付書を送付しますので、指定金融機関において速やかに納入してください。

* 保育料を滞納した場合は、児童手当として支給される金額の全額を、滞納している保育料の支払いに充てさせていただきますことがあります。

(6) 保育料の軽減について

次に該当する世帯で市町村民税の所得割額が基準未滿の場合は、必要書類を添えて申請することにより保育料が軽減されますので、子育て支援課までお申し出ください。

- ①ひとり親世帯等(別居は除く)(戸籍謄本または児童扶養手当証書のコピー)
- ②在宅障がい児(者)がいる世帯(児童の扶養義務者に限る)
 - ア 身体障害者手帳の交付を受けている人(身体障害者手帳のコピー)
 - イ 療育手帳の交付を受けている人(療育手帳のコピー)
 - ウ 特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者(各証書のコピー)
- ③その他の世帯(生活保護法に定める要保護者と特に困窮していると町長が認めた世帯)

北島町の減免制度

- ①震災、風水害、火災若しくは、これに類する災害を受け又は資産が盗難などの事故にかかったとき
- ②扶養義務者が長期の療養を要する疾病などにより、異常の出費を要すると認めたとき
- ③保護者が現に事業又は業務を廃止若しくは休止しているとき
- ④扶養義務者の死亡、離婚等により前年度より収入が著しく減ったとき
- ⑤扶養義務者が事業又は業務につき甚大な損害を受けたとき

副食費について

3～5歳児(令和6年4月1日時点の年齢)については給食の材料にかかる費用(主食費・副食費)については保護者の負担となります。ただし、次の要件に当てはまる方については副食費が免除されます。

免除基準	免除額	対象者
国基準	全額	・二人親世帯の保護者の市町村民税所得割額が 57,700 円未満 ・ひとり親世帯(等)の保護者の市町村民税所得割額が 77,101 円未満 ・幼稚園・認可保育所・企業主導型保育所等を利用している就学前児童が3人以上いる世帯の第3子以降
町基準	上限:月額 4,700 円	・18歳未満(令和6年度に18歳となった者を含む)の児童が2人以上いる世帯の第2子以降

* 町基準の免除対象者については、利用施設が定める副食費が 4,700 円を超える場合、差額を施設にお支払いいただくこととなります。

* 世帯の課税状況について

副食費免除を決定するための“市町村民税の所得割額”については、年度途中の9月から算定対象となる課税年度が切り替わります。また、階層区分の“市町村民税の所得割額”は、特別控除・特別減税前の税額で算定します。

○4月～8月分については、令和5年度課税分(令和4年中の所得により課税)より算定します。

○9月～3月分については、令和6年度課税分(令和5年中の所得により課税)より算定します。

令和6年度北島町保育所保育料（利用者負担額）表（予定）

令和6年4月1日時点で3歳児以上のお子さんの保育料は無償になります。

①ふたり親世帯の場合

②年収約360万円以上相当（市町村民税の所得割額が77,101円以上）のひとり親世帯等の場合

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育所保育料（利用者負担額）（月額）		
階層	区 分 内 訳	保育必要量の認定	年齢区分（4月1日時点の年齢）	
			3号認定	
			0歳児	1・2歳児
1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	・ 保育標準時間	0	0
		・ 保育短時間	0	0
2B	市町村民税非課税世帯	・ 保育標準時間	0	0
		・ 保育短時間	0	0
3B	市町村民税の所得割額が48,600円未満	・ 保育標準時間	17,000	17,000
		・ 保育短時間	16,800	16,800
4	市町村民税の所得割額が48,600円以上～97,000円未満	・ 保育標準時間	27,000	27,000
		・ 保育短時間	26,600	26,600
5	市町村民税の所得割額が97,000円以上～169,000円未満	・ 保育標準時間	40,000	35,000
		・ 保育短時間	39,400	34,600
6	市町村民税の所得割額が169,000円以上～301,000円未満	・ 保育標準時間	50,000	42,000
		・ 保育短時間	49,200	41,400
7	市町村民税の所得割額が301,000円以上～397,000円未満	・ 保育標準時間	60,000	52,000
		・ 保育短時間	59,000	51,200
8	市町村民税の所得割額が397,000円以上	・ 保育標準時間	60,000	52,000
		・ 保育短時間	59,000	51,200

（注）上段は「保育標準時間認定」、下段は「保育短時間認定」の保育料（利用者負担額）を示しています。

【国の保育料軽減制度】

同一世帯から2人以上の就学前児童が、保育所（認可外保育所は対象外、ただし企業主導型は対象）、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している児童も含め、同時に利用している場合、年齢が高い順に2人目が半額、3人目以降については無料に軽減されます。

※年収約360万円未満相当（市町村民税の所得割額が57,700円未満）のふたり親世帯については、この制度の適用にあたり、第何子かを決定する際に算定対象となる子どもの年齢制限はありません。

【多子世帯の保育料軽減制度】

「18歳未満の児童が3人以上いる世帯」において、第3子以降にあたる児童については無料に軽減されます。

③年収約360万円未満相当（市町村民税の所得割額が77,101円未満）のひとり親世帯等の場合

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育所保育料（利用者負担額）（月額）		
階層	区 分 内 訳	保育必要量の認定	年齢区分（4月1日時点の年齢）	
			3号認定	
			0歳児	1・2歳児
2A	市町村民税非課税世帯であり、次にかかげる世帯 ※	・ 保育標準時間	0	0
		・ 保育短時間	0	0
3A	市町村民税の所得割額が48,600円未満であり次にかかげる世帯 ※	・ 保育標準時間	8,000	8,000
		・ 保育短時間	8,000	8,000
4	市町村民税の所得割額が48,600円以上～77,101円未満であり次にかかげる世帯 ※	・ 保育標準時間	8,000	8,000
		・ 保育短時間	8,000	8,000

※ 次にかかげる世帯……「ひとり親世帯」「在宅障害児（者）のいる世帯」「その他の世帯」

（注）上段は「保育標準時間認定」、下段は「保育短時間認定」の保育料（利用者負担額）を示しています。

【国の保育料軽減制度】

同一世帯において、年齢が高い順に2人目以降にあたる児童については無料に軽減されます。

※第何子かを決定する際に算定対象となる子どもの年齢制限はありません。

ここ de サーチ

「ここ de サーチ」で検索！



認定こども園・保育所・幼稚園などの情報を検索することができます。
地図情報とあわせて施設の情報を閲覧できます。
認可外保育施設も掲載されています。

北島町 LINE

ともだち登録はこちらから！



保育所の入所についてのお問い合わせは

子育て支援課または保育所へ

北島町役場子育て支援課

(北島町保健相談センター内)

<https://www.town.kitajima.lg.jp/>

 (088) 698-8909

